

大山地区郷づくり協議会

規 約

大山地区郷づくり協議会規約

【設置】

第1条 大山お郷の歴史と伝統を基盤に、自然と文化の調和をはかりつつ地域の活性化につながる総合的な事業の推進を図るため、大山郷づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

【協議会運営の基調】

第2条 この協議会は、広く地域住民の参加と連携を基調として運営し推進するものとする。

【推進活動】

第3条 協議会は、第1条の設置目的達成のため、関係機関と連携をはかりつつ、あらゆる社会資源を活用し、概ね次の推進活動を行う。

- (1)、 大山の豊かな自然を蘇らせる事業。
- (2)、 農地は元より、地域全体の土地利用の合理化を図る事業。
- (3)、 歴史、文化を継承する事業。
- (4)、 安心、安全及び福祉向上のための事業。
- (5)、 地域活性化を図る為都市部との交流事業。
- (6)、 その他、郷づくりに必要な事業。

【事務所】

第4条 大山郷づくり協議会の事務所は、旧大山保育園舎内に置く。
（篠山市大山新80番地）

【協議会の構成】

第5条 協議会は、事業を推進する為部会を設置し、組織及び地域を代表し、推薦委嘱された者で構成する。

2 協議会は、次の組織及び地域住民の代表で構成する。

- | | |
|---------------------------|----|
| (1)、 大山校区自治会長会 | 1名 |
| (2)、 大山校区まちづくり防犯グループ | 1名 |
| (3)、 自治会防災担当 | 1名 |
| (4)、 消防団第15分団 | 1名 |
| (5)、 大山地区衛生委員 | 1名 |
| (6)、 大山壽友会 | 1名 |
| (7)、 大山幼小学校 | 1名 |
| (8)、 大山幼小PTA | 1名 |
| (9)、 丹南中学校PTA | 1名 |
| (10)、 西紀中学校PTA | 1名 |
| (11)、 丹南青少年健全育成推進協議会：大山地区 | 1名 |
| (12)、 ほほえみ大山コーラス | 1名 |
| (13)、 丹南体育振興会：大山支部 | 1名 |
| (14)、 スポーツクラブ21おおやま | 1名 |
| (15)、 人権まちづくり推進委員 | 1名 |

